

ウーバー

資料1-2

スマートフォンを使い **Uber** で配車し
マイカーを使った

ライドシェア型公共交通

= **ささえ合い交通** の実践

(道路運送法 第78条第2号「自家用有償旅客運送」の「交通空白地有償運送」)

【運行主体】 NPO法人「気張る！ふるさと丹後町」

— 専務理事 東 恒好 2024年2月21日報告 —

〔NPOメールアドレス〕 info@kibaru-furusato-tango.org

〔NPOホームページ〕 <http://kibaru-furusato-tango.org/> →

〔facebook〕 [ささえ合い交通](#) で検索

ささえ
合い交
通の



◆ ささえ合い交通の運行概要

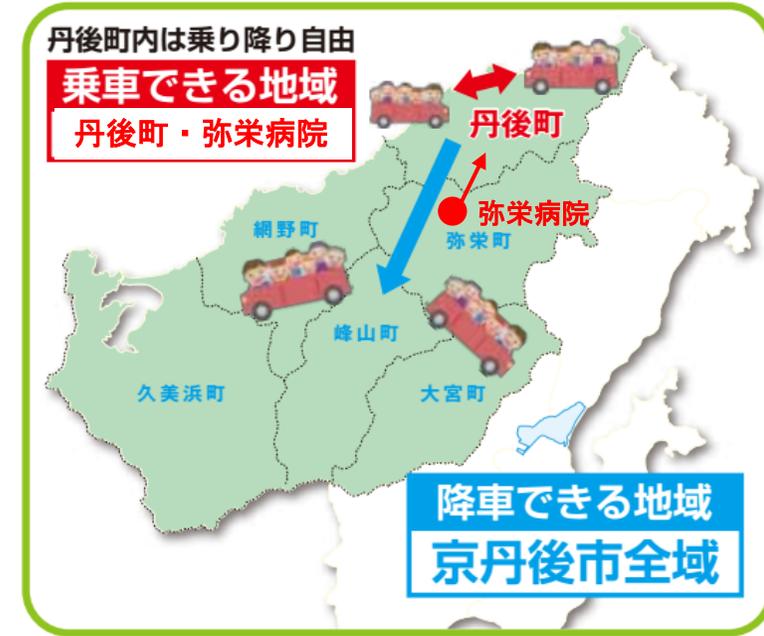
2016年5月26日運行開始



- 道路運送法 第78条第2号「自家用有償旅客運送」の「交通空白地有償運送」
＝地元の住民ドライバーがマイカーを使って運行
- 配車方法：スマートフォンで **Uber** (ウーバー) のアプリを使って配車
 - ・ 2016年5月26日運行開始当初は スマートフォン所有者のみ
 - ・ 2016年9月18日から 代理配車を開始 (NPOが代わって配車)

• 運送区域：
(登録申請書
に記載の通り)

運送の区域	備考
京丹後市丹後町	<ul style="list-style-type: none"> ・京丹後市丹後町を発地とし、京丹後市内を着地とする。 ・京丹後市弥栄町弥栄病院を発地とし、京丹後市丹後町内を着地とする。(2023年3月より追加) <p>※ただし当日に弥栄病院を着地とする運送を利用した者に限る。</p>



- 料 金：距離制－最初の1.5kmまで480円、以遠は120円/km加算
(概ねタクシー料金の半額)(1台当り)
- 支払方法：当初はクレジットカード決済のみであったが、2016年12月21日から現金支払いも可能に
- 運行時間：午前8時～午後8時(365日、運休日なし)
- 利用者：丹後町民 & 観光客等来訪者(国内、国外) ←(左記は運行開始当初から変わらず)

安全運行管理の徹底について(主な点を抜粋)

〔資格〕 一種(普通)免許保有者は「**国土交通大臣認定講習**」を受講
二種免許保有者はそれでOK

〔保険〕 **NPOが団体保険(2種類)に加入** (ドライバーの個人保険に優先して補償する形)

①**自動車保険**: 対人・対物「無制限」で、同乗者も補償

②**賠償責任保険**: 乗車前後の傷害等も補償

〔点呼〕 毎日、運行前と運行後にドライバー点呼を実施

ーアルコールチェッカーを使用したチェックや会話を通じての健康確認など実施

〔**ドライブレコーダー**〕 全車両にドライブレコーダーを設置

〔**安全運転講習**〕 警察署による安全運転講習会を適宜開催

〔**ドライバー会議**〕

ドライバーが参加の会議を定期的に行い、
課題の共有と安全運行の意識を毎回徹底



「ささえ合い交通」運行のメリット

- ① ドア・ツー・ドアで（玄関から玄関まで）楽に、気兼ねなく移動できる ↓
- ② 利用者は 行きたい時に、即移動できる → 利用者曰く「羽が生えたよう」に自由に移動
（午前8時～午後8時 毎日運行・年中無休）
- ③ 高齢者の免許返納の促進に貢献
- ④ 発熱等緊急時にドライバーが近くにいるので、直ぐ移送できる安心な運行を実現
- ⑤ ウーバーアプリを使うので、電話受付・ドライバー呼出の「人的負担がゼロ」
オンライン オフライン の操作
- ⑥ ドライバーもスマホでアプリを使用し、運転する・しないの意思表示が簡単
- ⑦ マイカーとスマホを使いどこでも待受でき、誰でもドライバーとして活躍しやすい
＝事務所で待機の必要なく、自宅や外出先等どこでも自由に受付可能
- ⑧ 遊休資産の有効活用 ＝日頃使われてないマイカーを有効に活用
- ⑨ 行政コストの負担がゼロ ＝行政からの補助金なく運行



(提案①) 運送の区域について

<p>国土交通省「通達」での記述 ※地域公共交通会議等において協議により定められた区域＝運送の区域</p>	<p>「ささえ合い交通」登録申請の 【運送の区域】 =地域公共交通会議での協議結果</p>	<p>タクシー事業者が管理の 「自家用車活用事業」 のパブリックコメント(案)</p>	<p>改善提案①</p>
<p>旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする (注:これなら、市外でもどこにでも行けて、どこからでも帰ってこれることが可能)</p>		<p>発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること</p>	<p>備考欄による発地・着地の制限をなくし、区域(地名)の記載のみとしていただきたい</p>
<p>運送の区域を市町村内の一部の区域に限定しようとする場合には、(中略) 運送の区域を限定することができるものとする</p>	<p>(京丹後市) 丹後町</p>	<p>営業区域</p>	<p>※備考欄の記述がなければ、住民や観光客の要望(ニーズ)に応えることができる</p>
	<p>(備考欄にて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 京丹後市丹後町を発地とし、京丹後市内を着地とする 京丹後市弥栄町弥栄病院を発地とし、京丹後市丹後町内を着地とする <p>※ただし当日に弥栄病院を着地とする運送を利用した者に限る</p>		

(提案②) ドライバー点呼の方法について

●自家用車活用事業(仮称)のドライバーの働き方について(抜粋)

自家用車活用事業(仮称)におけるドライバーの業務態様

自家用車活用事業(仮称)	
乗務前	<p>自宅又は車内にいるドライバーは、乗務前に営業所にいる運行管理者により遠隔点呼(健康状態、アルコールチェック、使用する車両の運行前点検実施の確認)を受けるほか、安全運行上の必要な指示を受ける。</p> <p>※上記の乗務前の流れについては、使用権原を有する自家用車を用いてドライバーが乗務を行う場合が想定されている。一方で、ドライバーが、タクシー事業者(以下「管理事業者」という。)の車両で乗務する場合には、営業所において対面点呼により上記確認を行い、指示を受ける。</p>
乗務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 配車アプリからの複数の配車依頼を受けて、ドライバーの判断によりどの配車依頼を受けるか選択し、指定された迎車地に向かう。 本事業は、タクシー不足を補うことが目的であり、配車依頼に一定以上の割合で応じていただく必要があるため、合理的な理由なく配車依頼を承諾しない場合には、契約を踏まえ、業務懈怠と見做して、タクシー事業者による指導を行う。 指導を徹底しても改善がなされない場合は、契約書に記載がある、「勤務成績・態度が十分ではない」と見做し、契約の終了をすることもあり得る。 <p>安全に運転を継続できないおそれがあるときは、管理事業者(運行管(指示の例)・ゲリラ豪雨・台風時における安全な場所での待機・帰・出庫後の突発的な体調の変化が発生した際は安全な場</p>
乗務後	<p>自宅又は車内にいるドライバーは、乗務後に営業所にいる運行管理者により遠隔点呼により、運行状況について報告し、アルコールチェックを受ける。</p> <p>※管理事業者の車両で乗務する場合は、営業所において対面点呼により、運行状況について報告し、アルコールチェックを受ける。</p>

自家用有償旅客運送の「通達」における
ドライバー点呼に関する記述

(8) 安全な運行のための確認等及び業務記録の実施

① 運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。

地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。



改善提案②

マイカーを使った運行の場合、「自家用車活用事業」の点呼の方法(左記)を取り入れ、「確認、指示は対面点呼または遠隔点呼により行う」などと「遠隔点呼」を明記していただきたい

(提案③) 輸送実績報告書について(確認含む)

輸送実績 (の欄抜粋)

		管轄区域内又は 指定都道府県等の区域内	全 国
		交通空白地	
走行キロ(キロメートル)		km	km
輸送人員 又は 運送回数	輸送人員	人	人
	輸送回数	回	回
運送収入(千円)		千円	千円

●アプリ(デジタル技術)で配車する場合

- ・運行のシステム上で「輸送回数」は集計できるが、「輸送人員」はシステム上の集計項目に無いのが現状
- ・アプリ(デジタル技術)で配車しているのに、「輸送人員」の把握のために、ドライバーから電話か書面で報告してもらうというアナログの手間が生じている



改善提案③ (確認)

マイカーを使って運行し、アプリで配車する場合には、「輸送人員」の項目記載は不要であることを確認させていただきたい

(提案④) 登録の更新について

- 自家用有償旅客運送の登録については、有効期間が2年(事故等が無い場合3年)となっている
- 一方、毎年度、運輸支局に「輸送実績報告書」を提出している
- 登録の一部変更で地域公共交通会議で承認を得る必要がある場合は、その都度、会議で「承認」を得ている



改善提案④

有効期間中に運行上の問題が特に発生していなく、かつ運行条件が変わらない場合は、
登録の更新について、地域公共交通会議での承認が不要の「自動更新」にしていただきたい

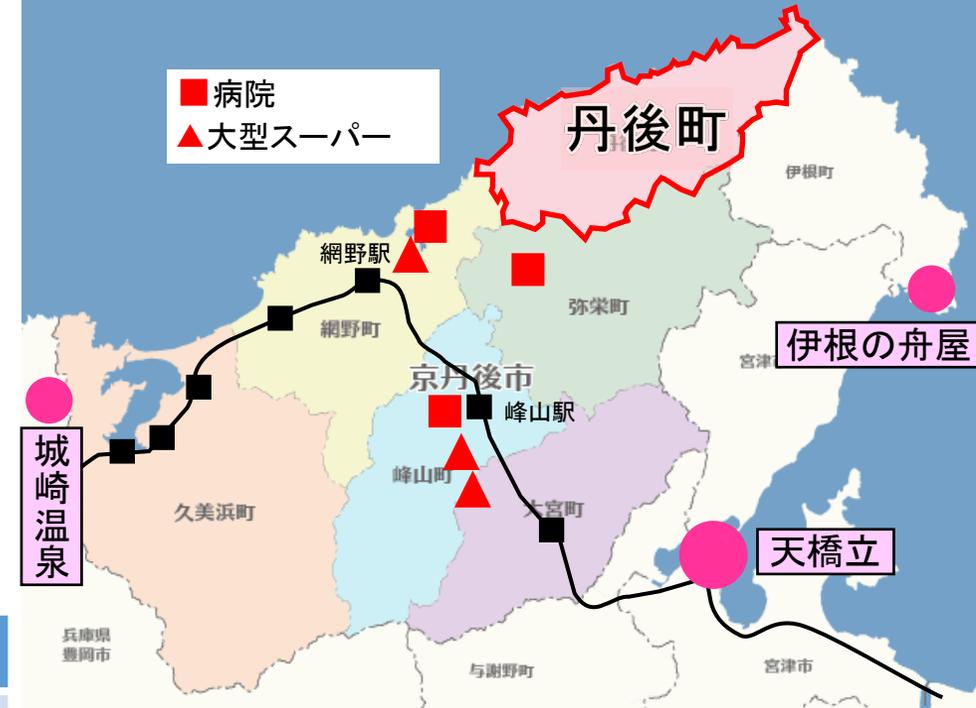
<参考資料>

京丹後市 丹後町について

- 2004年4月：6町の合併により京丹後市が誕生
- 面積：丹後町65km²（対市13%）、京丹後市501km²
 ー京丹後市は全域過疎地域に指定
- 鉄道駅がなく、市中心部から最も遠い北端部に位置
- 人口

総人口	京丹後市	丹後町
合併前(2004.3.31)	65,822人	7,070人
現在(2023.10.30)	51,153人(▼22.3%)	4,522人(▼36.0%)
65歳以上人口	京丹後市	丹後町
合併前(2004.3.31)	17,491人(高齢化率26.5%)	2,158人(高齢化率30.5%)
現在(2023.10.30)		2,053人(高齢化率45.4%)

- 日本海に面し、豊かな自然や水産物等を有する
 ー天橋立、伊根、城崎温泉という有名観光地のはざまにある



丹後町はこんなところ！

—海に面する急斜面地に家屋が密集し、集落が分散



—冬は大雪で移動がさらに大変！



丹後町内では 民間バスと市営バスが走る中で「ささえ合い交通」を運行



①民間路線バス



豊栄竹野線

運行経路及び運賃
 【運行時間】
 午前8時～午後5時まで

毎週
 火・木・土
 運行

● 路線運行

①民間路線バス
 どこまで乗っても200円
 ※便数が少ない

細線 ②市営バス(デマンド型)
 前日予約、100～200円
 (月水金:東側)
 (火木土:西側)



● 区域運行(自由運行)

③ささえ合い交通
 ※行きたい時に即、
 どこへでも行ける
 <羽根が生えたよう>

